平成２４年（フ）第２０４号
大津市美空町１番13―204号
債務者　日髙もえぎ
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０９号
大津市大萱５丁目５番23番　コーポＺＥＮ402号、前住所大津市野郷原１丁目４番３号シャロム瀬田西210号
債務者　井上　智恵（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３７号
兵庫県姫路市亀山２丁目162番地　久保田住宅６号、従前の住所兵庫県姫路市手柄２丁目40番地
債務者　山本　　博
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２６４号
兵庫県姫路市庄田101番地　レオパレス若葉205号室
債務者　河野　節子（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２２８号
広島市東区山根町38番１―402号
債務者　ジュエルカトウこと　加藤　康明
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０２号
広島市安佐北区可部南２丁目12番２号
債務者　山崎　　修
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６３号
広島市中区千田町２丁目８番６―205号
債務者　木谷　珠代（旧姓湧川）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６４号
広島市安佐南区東原１丁目13番14―303号
債務者　林　　孝一
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６５号
広島市安佐北区可部東２丁目19番34―201号
債務者　正門　昭仁
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６６号
広島市安佐北区可部東２丁目19番34―201号
債務者　正門　佳子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２９号
北九州市八幡西区木屋瀬４丁目16番15―１号102号室
債務者　前田　幸治
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３３０号
北九州市八幡西区木屋瀬４丁目16番15―１号102号室
債務者　前田　和代
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１号
北海道日高郡新ひだか町静内神森239番地の12
債務者　唐川　大志
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
北海道様似郡様似町錦町20番地の17
債務者　小酒　隆司
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
北海道小樽市梅ケ枝町22番１号
債務者　中野　新三
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２０号
秋田県鹿角市花輪字赤川端72番地２、前住所仙台市若林区沖野７丁目39番75号　菅原レジデンスⅡ―107
債務者　柳澤　暁子（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１１７号
茨城県稲敷郡美浦村大字興津494番地
債務者　陣内　　孝
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係